

[事案 22-27・28] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

* 夫婦 2 名より、同様の事実経過に基づく同一保険会社への申立て

・平成 22 年 6 月 30 日 不受理決定

< 事案の概要 >

申立人である父 A と母 B は、平成 19 年 2 月に銀行預金が満期になるということで、募集人(銀行員)から変額個人年金を強行に勧められ、変動リスクがあることについて十分に説明を受けないまま、変額個人年金に加入した。加入してから半年後、父母の変額個人年金の存在について私(次女)が知り、銀行に対し、80 歳になる高齢者にリスク性の保険商品をなぜ勧めるのかと、苦情を申し出たところ、募集人から、5 年後の満期時には既払込保険料が全額戻されるとの説明を受けたが、その説明は事実と異なることが分かった。契約を取り消して、既払込保険料を返還して欲しい。

父母とも高齢で、医師から認知症との診断(診断書添付)を受けているので、娘である私(C)が父母の代理人として裁定申立てを行いたい。

< 不受理の理由 >

本件は、下記のいずれの観点からも、「申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないと認められるとき」に該当し、審査会において裁定を行うことは適當でないと判断されるため、生命保険相談所規程 32 条 1 項(5)により、申立てを不受理とした。

- (1) 本件では、申立人 A および B から、その次女である C に対して当裁定審査会への申立てに関する手続を委任する旨の委任状(平成 22 年 5 月)が提出されているが、代理権授与行為も法律行為である以上、代理権授与時に申立人本人 A および B (委任者)に意思能力(正常な判断能力)が存在することが不可欠であり、意思能力が欠ける者がなした代理権授与行為は無効となる。
- (2) しかし、次女 C から当裁定審査会へ提出された申立人 A に関わる医師作成の診断書には、「病名」として「認知症兼食道癌兼心筋梗塞」と、また、申立人 B に関わる医師作成の診断書には「認知症兼高血圧症」と記載されている。両診断書を見る限り、申立人 A および B の認知症の程度は決して軽度のものとは思われず、申立人 A および B に意思能力が存在する状態で代理権授与行為がなされたか疑わしく、申立人 A および B から次女 C に対してなされた代理権授与行為(具体的には委任状の作成)は無効である可能性がある。
- (3) 申立人 A および B が、「精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある」とすれば、家庭裁判所に対して後見開始の審判を申し立て、成年被後見人とし、成年後見人を付した上で、成年後見人が成年被後見人の法定代理人として法律行為をなすべきことになり、当裁定審査会への申立ても成年後見人が行うべきことになる(家庭裁判所に後見開始の審判を申し立てるためには時間と費用がかかります)。
- (4) しかし、仮に後見開始の審判を得て、成年後見人から改めて当裁定審査会への申立てをされたとしても(C が成年後見人に選任される可能性もあります) 本件では、申立契約の勧誘がなされた当時(平成 19 年 2 月)の状況が問題となるため、申立人 A および B からの事情聴取が不可欠となるが、前述のような病状にある、申立人 A および B からの適切な事情聴取は不可能と考えられる
- (5) また、仮に、申立契約の申込み当時(平成 19 年 2 月)にも、申立人が現在と同様の症

状にあったとすれば、意思能力を欠く状態でなされた保険契約として申立契約が無効と判定される可能性はある（本件申立ての真意はそこにあるようにも思われる）。しかし、そのためには、医療記録等の資料に基づき、医学鑑定等も踏まえながら、平成19年2月当時における申立人の判断能力を判定しなければならないが、（上記診断書だけからではその当時の病状を知ることはできません）その判定は、厳密な証拠調べ制度を具えている裁判所における訴訟手続きによることが適当であって、そのような制度を具えていない裁判外紛争解決機関である当裁定審査会で裁定を行うことは適当ではないと考えられる。